

埼玉県立精神保健福祉センター 実習生受入れ要件

- 1 実習生とは、精神保健福祉士、作業療法士、心理士、保健師の各教育課程の学生、及びその他、埼玉県立精神保健福祉センター長（以下「センター長」という。）が認める学生で、センター長が実習を承認した者とする。
- 2 実習においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する基本的知識や実際について学ぶことを目的とする。
- 3 実習生が実習目的に反し、又は実習において不当な行為をしたと認められるときは、センター長は実習の許可を取り消すことができる。
- 4 実習生は健康管理に十分な注意を払うものとする。万一、伝染性疾病等身体上の異常が疑われる場合は実習を中止し、速やかに医師の診察を受けるものとする。実習の再開については、医師の意見を参考にしてセンター長が決定する。
- 5 実習生が、本人の故意又は過失により、県の施設備品等に損害を与えたときは、実習生を派遣した施設又は機関（以下「所属機関」という。）がその賠償の責めを負う。
- 6 実習生が、本人の故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、所属機関がその賠償の責めを負う。
- 7 上記5、6に定める損害賠償について、損害を受けた者に対し、埼玉県立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が所属機関に代わって賠償を行ったときは、センターの請求によって、その相当額を所属機関がセンターに支払うものとする。
- 8 実習生の身分、給与及び労働災害に関する事項は、所属機関が責めを負うものとする。
- 9 実習生は、実習中に知り得た事例等秘密を他に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。なお、センター利用者の個人情報を含む実習記録については、所属機関外への持ち出し及び所属機関外での利用を禁ずる。
- 10 実習に要する費用は、所属機関が実費を負担する。
- 11 実習生は、センターの公用車を利用しないものとする。万一、センター公用車を利用中交通事故にあった場合、当センターは何ら責めを負わない。
- 12 本要件は、令和 3年 4月 1日から実施する。